

別添 3 施設整備費補助金概要

新設園の整備については、君津市就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づき、次のとおりの額を交付します。

① 国要綱（就学前教育・保育施設整備交付金）分

補助率：補助対象経費の 3 / 4

② 市単独補助分

補助率：補助対象経費の 1 / 4（上限 7, 5 0 0 万円）

【整備費補助金概要(積算例)】 ※保育所で定員 8 0 名の場合

	項目		金額（千円）	説明
国 要 綱 分	（対象経費の基準額 / 2 相当）	本体工事費	131, 100	
		特殊附帯工事	10, 910	ソーラーパネル等
		設計加算料	7, 100	本体工事費・特殊附帯工事の 5 %
		開設準備費	1, 200	（単価）×定員数
		土地借料加算	16, 000	
	国負担合計額		166, 310	対象経費の 1 / 2 相当
	市負担額		83, 155	対象経費の 1 / 4 相当
	補助金額（国＋市）①		249, 465	対象経費の 3 / 4 相当
市単独補助分②		75, 000	対象経費の 1 / 4 相当 ※上限75, 000千円	
合計（①＋②）		324, 465		

※令和 8 年度の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱等に基づく積算例であり、補助金額を保証するものではありません。また国等の補助を前提としているため、その状況によって金額等が変動する場合があります。

※積算例は補助上限額であり、整備内容によって金額が変動することがあります。

※補助対象には、土地の買収又は整地に要する費用及び造成・外構等の費用は含まれません。

※就学前教育・保育施設整備交付金の交付対象外の法人は、市単独補助のみの交付となります。

※市単独補助は、園舎等の新設のみ交付を行います。